



トラック広報



トピックス

- ◎ 第1回自動車運送事業者無事故表彰
- ◎ 無料採用ホームページを活用した人材確保対策Webセミナー
- ◎ 運行管理者等講習

(公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508
URL <http://www.nata.or.jp>



1. 令和6年度定時総会開催のご案内	1
2. 行政だより	
○ 令和6年度第1回自動車運送事業者無事故表彰について	2
○ 自動車関係功労者九州運輸局長表彰について	9
○ 自動車運転者の休息場所として利用する車両内ベッドについて	15
○ ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて	18
○ 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について	21
○ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正（令和6年4月1日施行）に伴う運行管理者試験問題の出題について	32
3. 全ト協だより	
○ 無料採用ホームページを活用した人材確保対策Webセミナーの実施について（令和6年4月～6月分）	33
○ 軽油価格の調査結果（2月分）	34
○ ゴミは持ち帰ろう！キャンペーン	35
4. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	36
5. 協会だより	
○ 第1回総務委員会の開催状況について	42
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	43
6. 部会だより	
○ 各部会 役員会の開催状況について	47
7. 適正化だより	
○ 令和5年度適正化事業推進状況	48
○ 令和6年度適正化事業活動指針	51
8. ドライバー体験記 ～忘れては、いけない記憶～	53
9. 陸災防だより	
○ 技能講習情報	54
○ 陸運と安全衛生	55
10. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	58
11. 諫早T・Sのご案内	60

「トラック運送事業のための わかりやすいモデル就業規則2024」について

令和6年4月からの時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の内容を反映した「トラック運送事業のためのわかりやすいモデル就業規則2024」を全ト協が作成し、全ト協のホームページに掲載されております。

◇全ト協ホームページ掲載場所

トップページ > 会員の皆様へ > 労働対策 >

「トラック運送事業のためのわかりやすいモデル就業規則 2024」

※閲覧にはパスワードの入力が必要となります。全ト協の「広報とらつく」（新聞）でご確認ください。

令和6年度定時総会開催のご案内

(公社) 長崎県トラック協会

令和6年度定時総会を下記のとおり開催致します。

会員事業者皆様の多数のご出席をお願いいたします。

(※総会終了後、陸災防通常総会を開催致します。)

1. 開催日時 令和6年6月13日(木) 14時(予定)

2. 開催場所 長崎市大黒町14-5

「ホテルニュー長崎」

TEL 095-826-8000

※正式開催案内につきましては、後日送付させていただきます。

なお、当日は協会事務所を閉館いたしますので、予めご了承ください。



行政だより

令和6年度 第1回自動車運送事業者 無事故表彰について

九運公第 1 号

公 示

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年3月24日付け、九運達第2号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和6年度第1回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

1. 被表彰者の範囲
九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者（1人1車制を除く。）
2. 表彰規程第4条第1項及び第2項の表彰
 - (1) 表彰基準
 - 【一般表彰】
次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者
 - (注) 自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令 第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。
 - 【特別表彰】
特別表彰については、一般表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。

表彰所定期間（無事故表彰期間）
事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期 間
7両以下	5年
8両 ～ 10両	4年
11両 ～ 20両	3年
21両 ～ 40両	2年
41両 ～ 80両	1年6月
81両以上	1年

(注) 7両以下に1人1車制は含まれない。

また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

- (2) 表彰時期
 - 一般表彰：令和6年8月に予定
 - (注) 一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。
 - 特別表彰：令和6年10月に予定
- (3) 表彰手続き
 - ① (1)の基準に適合後6か月以内（表彰の連続回数が4回に達する者にあつては1年以内）に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「推薦書」を添えて所轄運輸支局長に2部（原本及び写しの各1部）提出する。
 - ② 自動車無事故報告書等の提出期限
一般表彰：令和6年5月末日まで
特別表彰：令和6年7月末日まで
3. 問合せ等
表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合わせ下さい。

令和6年4月1日

九州運輸局長 吉 永 隆 博

様式1 (A4判)

自動車無事故報告書

年 月 日

九州運輸局長 殿

報告者の
氏名又は名称 印
住 所

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
	年 月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年 月 日 から	年 月 日まで
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数	
普通車 両、	小型車 両、 計 両
前回受けた表彰の期日（所定期間）	
年 月 日（ 年 月 日～ 年 月 日）	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

最近における運輸業務等の実績

事業者名

1. 表彰所定期間中における自動車事故発生状況

(1) 自動車事故報告規則に該当する事故

無 責 件 (別表のとおり)

(2) 軽微事故 (人身事故又は40万円以上のもの)

有 責 件 (別表のとおり)

無 責 件

(3) 酒気帯び運転、無資格運転並びに居眠り運転事故、整備不良事故の有無
(上記以外の事故も含む)

有 ・ 無

2. 運行管理者・整備管理者の選任状況及び研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	研修受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無

3. 運行管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

4. 最近実施した事故防止対策 (事故防止運動、会議、指導教育等)

別表

重大事故（無責）

事故種別	発生日時 天	発生場所	道路状況	事故概要	原因	損害

軽微事故（有責）

事故種別	発生日時 天	発生場所	道路状況	事故概要	原因	損害

自動車無事故報告書

記載要領

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

報告者の
氏名又は名称 印

住 所

事業の種類を記入。
・貨物自動車運送事業
※貨物軽自動車運送事業は除く。

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
	年 月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年 月 日 から 年 月 日まで	
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数	
普通車	両、小型車
	両、計
前回受けた表彰の	●車両数は、表彰所定期間の始期当時（その日現在）とする。例：始期が平成27年4月1日であれば、平成27年4月1日現在の車両数となります。
年 月 日（ 年	●車種区分は、様式には普通車、小型車しか記載されていませんが、報告者の運送事業によるものとなります。例：貸切 大型○両、中型○両、小型○両 計○両

注 氏名を記載し、押印することにより

様式 2 (A 4 判)

最近における運輸業務等の実績

事業者名 _____

1. 表彰所定期間中における自動車事故発生状況

(1) 自動車事故報告規則に該当する事故

無 責 件 (別表のとおり)

「別表」を忘れずに添付してください。

(2) 軽微事故 (人身事故又は 40 万円以上のもの)

有 責 件 (別表のとおり)

無 責 件

(3) 酒気帯び運転、無資格運転並びに居眠り運転事故、整備不良事故の有無 (上記以外の事故も含む)

有 ・ 無

2. 運行管理者・整備管理者の選任状況及び研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	研修受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・無

【運行管理者】の受講については、下記についても確認する。

- 過去に当該事業者で選任されていた場合には、「新たに選任した運行管理者」に該当しない。(運輸規則48条の4)
- 新たに選任した運行管理者は選任届出日の属する年度に基礎又は一般講習の受講が必要。(H24.4.13告示454)
- 最後に基礎又は一般講習を受講させた年度の翌々年度以後2年ごとに基礎又は一般講習の受講が必要。(H24.4.13告示454)

【整備管理者】の受講については、下記についても確認する。

- 平成 27 年 3 月 20 日付事務連絡「整備管理者定期研修 (選任後研修) について」により、選任の前年度に定期研修を受講している場合は研修対象者から除くことができる。

3. 運行管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

運行管理規程の制定日、改正日をよく確認のうえ記入してください。

4. 最近実施した事故防止対策 (事故防止運動、会議、指導教育等)

この表彰は、県ト協の推薦書を添えて長崎運輸支局へ提出上申することとなります。
 該当事業者は、県ト協（担当 本村）までご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

1. 必要書類

	書類名	部数
①	自動車無事故報告書（様式1）	正本2部
②	最近における運輸業務等の実績（様式2）	正本2部
③	運行管理者選任届	写し2部
④	運行管理者講習手帳	
⑤	整備管理者選任届	
⑥	整備管理者研修手帳	
⑦	運行管理規程	
⑧	整備管理規程	
⑨	様式2の4「最近実施した事故防止対策」についての資料（議事録、会議で使用した資料等）	

- ※ ①には捨印を押印してください。
- ※ ②～⑨については、九州内に複数の営業所がある場合、それぞれの営業所のものがが必要です。
- ※ 修正テープ等での訂正はできませんのでご注意ください。

2. 提出期限

令和6年5月20日(月)までに郵送または持込

自動車関係功労者九州運輸局長表彰について

九州運輸局では、管内における自動車関係事業に関し、顕著な功績または他の模範として推奨すべき業績のあった団体・事業者の団体役員・事業役員・従業員・運転者に対し、関係業界の健全な発展に寄与することを目的にその功績を表彰しています。

下記基準を満たしている場合は、県ト協（担当 本村）までご連絡の上、必要書類をご提出ください。
 (提出期限：令和6年5月31日(金))

【事業役員】

自動車関係事業者の役員としてその業務に精励し、当該事業の発展に寄与する等顕著な功績を有する年令50才以上の者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 事業役員としての期間が20年以上の者
- (2) 事業役員としての期間が10年以上の者で、従業員期間との通算期間が20年以上の者

【従業員（運転者を除く）】

自動車関係事業者の従業員でその業務に精励し、成績操行ともに他の模範となる年令50才以上の者であって、従業員として30年以上の期間引き続き勤務した者

【運転者】

自動車関係事業者の事業用自動車運転者として、同一の企業に現在まで25年以上の期間引き続き勤務し、勤務期間中に責任事故がなく業務に精励し、成績優秀にして他の模範として推奨するに足る年令50才以上の者

- ※ 年令及び期間は本年9月末日をもって計算する。
- ※ 運転者以外は、過去3年以内に事故・違反歴がある場合は推薦できません。
- ※ 運転者は、従事してから現在に至るまで無事故・無違反であることが条件となります。
- ※ 事業役員で推薦する場合、事業者の行政処分等についても審査基準の対象となります。

＜必要書類＞

- ① 功績調書
- ② 履歴書
- ③ 勤務期間中に責任事故がないことの証明書（運転者を推薦する場合のみ）
- ④ 身元証明書（本籍地の市町村が発行するもの）
- ⑤ 無事故・無違反証明書または運転記録証明書（自動車安全運転センターが発行する証明期間が5年のもの）

※ これらの書類を正本1部、副本2部ご提出ください。

※ 修正テープ等での修正はできませんのでご注意ください。

功 績 調 書

本 籍
現住所 (〒 ー)

ふ り が な
氏 名
生 年 月 日

1. 性 行

2. 事 績

履 歴 書

本 籍
現住所 (〒)

ふりがな
氏 名

生年月日

1. 学 歴

2. 職 歴

(1) 業 歴

(2) 団体歴

(3) 公職歴

(4) その他

3. 賞 罰

証 明 書

年 月 日

事業者所在地

事業者名

代表者名

⑩

氏 名

生年月日

本 籍

現 住 所

上記の者は 年 月 日入社から

年 月 日現在まで、勤務期間中に責任事故がないことを

証明します。

功績調書

本籍 長崎県
現住所 (〒000 - 0000)

ふりがな ながさき たろう
氏名 長崎 太郎
生年月日 昭和00年0月0日

1. 性行

・温厚、誠実な人柄で人情に厚く、従業員はもとより荷主や地域の事業者からも信頼されている。

2. 事績

- ・昭和0年に入社以来、長年に渡り真摯に業務に携わり、会社の業務向上に貢献している。
- ・昭和0年に運転者として入社し、取締役を経て平成0年に代表取締役就任。平成0年に G マークの認定を受け現在に至るまで更新を継続するなど、積極的に安全対策に取り組んでいる。
- ・地域においても自治会の役員を担い、社会貢献活動も行っている。

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

功績調書

本籍 長崎県
現住所 (〒000 - 0000)

ふりがな ながさき たろう
氏名 長崎 太郎
生年月日 昭和00年0月0日

1. 性行

・性格は温厚で真面目。運転者に対しても丁寧な指導をしており社内の職員や荷主からの信頼も厚い。

・性格は勤勉、実直であり、きめ細かい仕事ぶりで荷主からも信頼されている。

2. 事績

- ・昭和0年に入社以来、長年に渡り真摯に業務に携わり、会社の業務向上に貢献している。
- ・入社以来00年間無事故・無違反で、勤務成績優秀であり、模範的運転者として他の運転者を積極的に指導している。

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

(記載例／従業員・運転手)
履 歴 書

本 籍 長崎県
現住所 (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

ふりがな ながさき たろう
氏 名 長崎 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

1. 学 歴
昭和〇〇年〇月 〇〇高等学校卒業

2. 職 歴
(1) 業 歴
昭和〇〇年〇月 〇〇運送株式会社入社 現在に至る

(2) 団体歴
なし

(3) 公職歴
なし

(4) その他
なし

3. 賞 罰

令和〇年〇月〇日 (公社)長崎県トラック協会永年勤続表彰

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

(記載例／役員)
履 歴 書

本 籍 長崎県
現住所 (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

ふりがな ながさき たろう
氏 名 長崎 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

1. 学 歴
昭和〇〇年〇月 〇〇高等学校卒業

2. 職 歴
(1) 業 歴
昭和〇〇年〇月 〇〇運送株式会社入社
平成〇年〇月 取締役^{に就任}
平成〇年〇月 代表取締役^{に就任} 現在に至る

(2) 団体歴
なし

(3) 公職歴
なし

(4) その他
平成〇年〇月 〇〇商工会理事^{に就任} 現在に至る

3. 賞 罰

令和〇年〇月〇日 (公社)長崎県トラック協会永年勤続表彰

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

自動車運転者の休息場所として利用する車両内ベッドについて

標記の件について、全ト協を通じて国土交通省 物流・自動車局より通知がありましたのでお知らせいたします。

令和6年3月29日

国自安第169号

国自基第224号

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長
車両基準・国際課長

自動車運転者の休息場所として利用する車両内ベッドについて

2人体制で自動車運転者を配置して、トラックの車両内に座席とは別に設置されているベッド（以下「車両内ベッド」という。）を自動車運転者の休息場所として運行中に利用することについて、令和6年4月1日から適用される改正改善基準告示で自動車運転者の休息場所として二人乗り乗務の特例の適用を受ける車両内ベッドの要件が定められているところ、国土交通省において、休息中の自動車運転者の安全に配慮する観点から、走行中に使用するために設計される車両内ベッド等について安全上配慮されるべき事項及び車両内ベッドの使用条件や注意事項等についての使用者への周知を徹底することを「トラックの車両内ベッドの設計上の配慮事項等について」としてとりまとめ、自動車製作者等に別紙のとおり通知しました。

運送事業者の皆様におかれましては、車両内ベッドを活用する場合には、自動車製作者又は車両架装事業者により取扱説明書等に記載された使用条件や注意事項等に従って適切に利用いただくようお願いいたします。

以上

トラックの車両内ベッドの設計上の配慮事項等について

1. 背景・目的

トラック等自動車運転者の就労実態等を踏まえて策定された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）においては、運転者が2人乗務する場合に最大拘束時間を延長することができる特例（以下「2人乗務特例」という。）が設けられているところ、令和4年9月27日の労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会の報告を踏まえ告示された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第367号。）により、令和6年4月1日からは、改正後の改善基準告示が適用される。これにより、自動車運転者の拘束時間等が見直されることとなったほか、2人乗務特例についても見直しが行われ、トラック運転者は、運転交代時の走行中を含み、厚生労働省労働基準局長の定める要件を満たす車両内ベッドで休息した場合には、更なる拘束時間の延長が認められることとなった。

一方、現在、車両内ベッドのシートベルト等安全性の確保のための国連基準は定められておらず、日本においても同様である。

これらを踏まえ、本文書は、走行中に使用されるトラックの車両内ベッドの設計上の配慮事項等をまとめるとともに、駐車中に使用するために設置された車両内ベッドとの区別の明確化を図るものである。

2. 対象となる車両内ベッド

貨物の運送の用に供する自動車であり、かつ、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上であるものに設置される車両内ベッド。後述の「3. 設計上の配慮事項」については、それら車両に設置される車両内ベッドのうち、自動車製作者又は車両架装事業者により走行中に使用するために設計されたもの。

<解説>

自動車製作者及び車両架装事業者へのヒアリングによると、一般的な運送業態に用いられるトラックの乗員保護等の車両の構造上の安全性は、乗員が走行中は座席の定位置へ着席していることを前提に設計されており、車両内ベッドは、駐車中に使用するために設置されているため、取扱説明書等において走行中には使用しないよう注意喚起が行われているとのことである。

一方で、競走馬輸送のように、特定の事業を遂行するために、法令で運転者に必要とされる休息を得るべく車両内ベッドを走行中に使用する必要がある業態及び専用の車両内ベッドの存在が、労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会トラック作業部会において審議され、改善基準告示における厚生労働省労働基準局長が定める設備については、馬匹輸送（競走馬輸送）におけるトラックの運行実態等を踏まえ、現時点では以下のいずれにも該当する車両内ベッドのみを対象とするとされた。

（ア）長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること

（イ）クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること

このような状況を踏まえ、本文書3.の「設計上の配慮事項」では、走行中に使用するために車両内ベッドを設計する際の設計上の配慮事項を示す。

3. 設計上の配慮事項（走行中に使用するために設置された車両内ベッド）

- (1) 車両内ベッドが確実に車両に取り付けられており、かつ、ベルトを備える等の人員拘束装置及び隔壁等により、衝突時または急減速時に乗員が車両の前方へ放出・転落しないような防止措置が講じられていること。

例えば、ベルト及び隔壁、ベルト及び座席の背当て又はベルト及び座席の背当てと同等の乗員放出を防止するように配置された頑丈な仕切りパイプ等の組み合わせによる措置が講じられていること。ただし、米国の連邦自動車運輸安全規則

(FMCSR) Parts393.76 (h) に定める乗員放出防止の要件に合致するものは、この措置が講じられているとみなす。

- (2) 衝突時または急減速時などを想定した乗員保護に関する措置が図られていること。

例えば、車両の進行方向に対して乗員が横向きの姿勢となること。

- (3) 座席と同等の緊急時の脱出容易性が確保されていること。

例えば、乗員が自ら車外に出ることができないものは、この脱出容易性が確保されているとはみなせない。

- (4) 走行中に使用するために設計された車両内ベッドであることを使用者が認識する措置を講じること。

例えば、自動車製作者又は車両架装事業者により、使用条件及びその注意事項等が車両内ベッド付近への表示及び取扱説明書において明示されていること。

FMCSR Parts393.76 (h)

車両減速時の乗員の飛出防止手段として、車両の前方方向に向かって加えられる、最低 6,000 ポンド（約 2,700kg）の力に耐えるよう設計、設置及び維持されること。

4. 使用者への周知（駐車中に使用するために設置された車両内ベッド）

駐車中にのみ使用するために設置された車両内ベッド（貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のものに設置される車両内ベッドのうち、自動車製作者又は車両架装事業者により駐車中にのみ使用するために設計されたもの）については、使用者が誤った認識の元で走行中に使用しないよう、自動車製作者又は車両架装事業者は、車両内ベッド付近又は取扱説明書における使用条件や注意事項等の明示を徹底すること。

5. 適用時期

本文書の発行後半年以降に製造される車両に設置される車両内ベッドに対しては上記配慮事項等に合致したものとなることを期待する。

ラストマイル輸送等への輸送対策としての 自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記の件について、全ト協を通じて国土交通省 物流・自動車局より通知がありましたのでお知らせいたします。

国自貨第868号の2

令和6年3月29日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての 自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達を发出了たので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

別添

国自貨第868号

令和6年3月29日

各地方運輸局長 } 殿
沖縄総合事務局長 }

物流・自動車局長

(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての 自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定に基づく自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達は令和7年1月1日以降を別紙1（2）の利用計画とするものから適用し、これに伴い、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日国自貨第91号）は令和6年12月31日限りで廃止する。

ラストマイル輸送等への輸送対策としての 自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

- 1 ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。
 - (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可申請書は、別紙様式1のとおりとし、貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとし、運送需要者欄には代理申請者を記入すること。
 - (2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式1のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2に掲げる年間当たり利用日数の上限を勘案すること。
 - (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式2のとおりとする。

- 2 利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要やむを得ない場合において、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、毎年1月1日から12月31日までの期間のうち、一両当たりの年間利用日数90日を上限に、1(2)の利用計画書別紙の利用計画期間について、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可の対象は、次に掲げるものとする。
 - (1) ラストマイル輸送として行われるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

- 3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。
 - (1) 当該許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
 - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
 - (3) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式3により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合
 - ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
 - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐停車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合

- (4) 運転者が(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して、再発防止のための研修等を実施すること。
- (5) 許可自家用自動車に係る運送実績については、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月以内に、別紙様式4により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月を超えて報告書の提出がなされない場合は、その翌年の営業所に係る許可を行わないものとする。

4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者が該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。
- (2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする（貨物軽自動車運送事業者を除く。）。

なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。

- (3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該有償運送の許可の利用期間が満了した日の翌月から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。
 - ① 2の規定に反して一両当たり年間90日の上限を超えて有償運送が行われた場合
 - ② 運転者が3(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合
 - ③ 3(3)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合
- (4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が、許可自家用自動車の有償運送の許可期間内に行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可は無効とする。

附 則（令和6年3月29日付国自貨第868号）

この通達の施行前に許可された令和6年分の許可自家用自動車に係る処分については、なお従前の例による。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記の件について、全ト協を通じて国土交通省 物流・自動車局より通知がありましたのでお知らせいたします。

国自貨第278号の2
国自安第180号の2
国自整第281号の2
令和6年3月29日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

なお、本年4月1日から適用される「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。いわゆる「改善基準告示」。）の新基準を踏まえ、引き続き乗務時間を正確に把握し、運転者の適切な労務管理や健康管理が行われるよう、貴会傘下会員に対し、併せて周知方お願いいたします。

別添

国自貨第278号
国自安第180号
国自整第281号
令和6年3月29日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するとともに、付属様式を改正するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

○貨物自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）

※本文のみ

	改 正	現 行
<p>第3条 過労運転等の防止</p> <p>1. 第1項関係</p> <p>(1) 「事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者」については、事業の実態が千差万別であるため、一概に、統一かつ定量的な基準を定めることは困難であるが、事業計画に応じた運転者の選任を行っていくための指針は次のとおりである。</p> <p>① (略)</p> <p>② 営業所全体が無休の場合 車両は無休で稼働し、運転者に週1日公休を与え、かつ、1人1車を原則とすれば、 〔運転者数〕×(7日-休日数)≥〔車両数〕×7日</p> <p>↓</p> <p>∴運転者数≥1.2(≒7/6)×〔車両数〕</p> <p>これらの上記は、極めて単純化されたケースについてのものであり、実際には、夜間又は長距離運転を行うための交替運転者の配置、運転者の年休、整備・検査のための車両の運休の状況等それぞれの事業者の事業の実態を十分考慮して個別に判断すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 第4項関係 (別紙1参照)</p> <p>(1) 事業者が運転者(個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員(い</p>	<p>制 定 平成15年3月10日付け 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号 国自貨第278号 国自安第180号 国自整第281号</p> <p>最終改正 令和6年3月29日</p>	<p>制 定 平成15年3月10日付け 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号 国自貨第99号 国自安第89号 国自整第131号</p> <p>最終改正 令和5年10月10日</p> <p>第3条 過労運転等の防止</p> <p>1. 第1項関係</p> <p>(1) 「事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者」については、事業の実態が千差万別であるため、一概に、統一かつ定量的な基準を定めることは困難であるが、事業計画に応じた運転者の選任を行っていくための指針は次のとおりである。</p> <p>① (略)</p> <p>② 営業所全体が無休の場合 車両は無休で稼働し、運転者に週1日公休を与え、かつ、1人1車を原則とすれば、 〔運転者数〕×(7日-休日数)≥〔車両数〕×7日</p> <p>↓</p> <p>∴運転者数≥1.2(≒7/6)×〔車両数〕</p> <p>これらの上記は、極めて単純化されたケースについてのものであり、実際には、夜間又は長距離運転を行うための交替運転者の配置、運転者の年休、整備・検査のための車両の運休の状況等それぞれの事業者の事業の実態を十分考慮して個別に判断すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 第4項関係 (別紙1参照)</p> <p>(1) 事業者が運転者(個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員(い</p>

かなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を
含む。以下「事業主等」という。)が運転する場合には、当該者も含む。)の勤
務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の事業
用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省
告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)及び「自動車運転者の
労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」(令和4年12月23日
付け基発1223第3号。以下「改善基準告示の改正通知」という。)とする。な
お、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の
労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基
準告示」という。)で定める労使協定の締結を行っている場合には、当
該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとし、当該労使協
定の締結を行っていない場合であっても、当該労使協定により延長することが
できる範囲を超えないものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 勤務時間等基準告示中「改善基準告示(中略)に定める自動車運転者がフェ
リーに乗船している時間のうち休息期間とされる時間」とは、改善基準告示の
改正通知の第2の4(8)エに基づき、原則としてフェリー乗船時間とする。

4・5 (略)

6. 第7項関係

(1) 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等によ
り安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体
調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定
められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。
具体的には、次のような場合が該当する。

① 拘束時間が15時間を超える場合

②・③ (略)

(2) (略)

7. (略)

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係(別紙2参照)

かなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を
含む。以下「事業主等」という。)が運転する場合には、当該者も含む。)の勤
務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の事業
用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省
告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅
客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元
年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。)及び「自動車運転者の
労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93
号)とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自
動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。
以下「改善基準告示」という。)で定める労使協定の締結を行っている場合に
あっては、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとし
ることとする。

(2)～(4) (略)

(5) 勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定
めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づ
き、原則としてフェリー乗船時間とする。

4・5 (略)

6. 第7項関係

(1) 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等によ
り安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体
調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定
められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。

具体的には、次のような場合が該当する。

① 拘束時間が16時間を超える場合

②・③ (略)

(2) (略)

7. (略)

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係(別紙2参照)

(1)・(2) (略)

(3) 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、以下をいう。

・「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼

・輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に關する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法

・一人で事業を行っている場合は、アルコーン検知器を使った酒気帯び有無の確認や車両の日常点検等、第7条各号で定める事項を自ら確認し、運行の可否を判断する方法

(4)～(8) (略)

(9) 遠隔点呼の実施に係る留意事項

点呼告示第6条第2号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコーン検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコーン検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、スマートフ

(1)・(2) (略)

(3) 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼の他、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に關する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(4)～(8) (略)

(新設)

オン等を使用しても差し支えない。

(10) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
ア～ウ (略)

(11) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和5年3月31日付 国自安第160号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

点呼告示第10条においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコーン検知器の不正使用及び所定の場所以外での業務後自動点呼の実施を防止する趣旨であることから、業務後自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、業務後自動点呼機器操作時の様子及びアルコーン検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を業務後自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(12)～(14) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

(1)～(3) (略)

(4) 点呼告示に基づく点呼等の記録等につき、運転者等が点呼を受けける場所としてあらかじめ定められた場所として、以下のとおり記録するよう指導すること。

(例) ○○県××市 △△(実施地点概要：車内、宿泊施設名等)

第10条 従業員に対する指導及び監督
1・2 (略)

(9) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
ア～ウ (略)

(10) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和5年3月31日付 国自安第160号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

(11)～(13) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

(1)～(3) (略)

(新設)

第10条 従業員に対する指導及び監督
1・2 (略)

3. 第1項に基づく指導及び監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付すること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれかでも差し支えない。

4. ～13. (略)

14. 第3項に基づく特定自動運行保安員に対する指導及び監督は、関係法令に基づき特定自動運行保安員が遵守すべき事項に関する知識のほか、特定自動運行の安全を確保するために必要な知識を習得させなければならない。また、指導及び監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付すること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれかでも差し支えない。

附 則 (令和6年3月29日付け国自貨第278号、国自安第180号、国自整第281号)

改正後の通達は、令和6年4月1日から施行する。

3. 第1項に基づく指導及び監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付すること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

4. ～13. (略)

14. 第3項に基づく特定自動運行保安員に対する指導及び監督は、関係法令に基づき特定自動運行保安員が遵守すべき事項に関する知識のほか、特定自動運行の安全を確保するために必要な知識を習得させなければならない。また、指導及び監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付すること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

(新設)

遠隔点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 担当者氏名 _____
 (連絡先) 電話番号 _____
 (連絡先) メールアドレス _____

遠隔点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

- 遠隔点呼を行う貨物自動車運送事業の種類（該当するものひとつに○をつけること）
 一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送
- 遠隔点呼の種類（例：営業所 - 車庫間、営業所 - 完全子会社等の営業所間
 営業所 - 車内間、営業所 - 待合所間、営業所 - 宿泊施設間等）
- 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）

- 遠隔点呼開始予定日 令和 年 月 日
- 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入すること）
 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。
- 添付書類
 - 点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
 - 完全子会社等であることを示す書類（完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ）

遠隔点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 担当者氏名 _____
 (連絡先) 電話番号 _____
 (連絡先) メールアドレス _____

遠隔点呼を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて届出します。

記

- 遠隔点呼を変更する貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
 一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送
- 遠隔点呼を変更する理由
 - 被実施営業所等の追加 ・ 被実施場所 (車内、待合所、宿泊施設等) の追加
 - 点呼機器等の変更 ・ 記載事項等の変更 ・ その他

3. 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称 (遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載)	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称 (型式)

4. 変更予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

- 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類

- 追加、変更される点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- 完全子会社等であることを示す書類 (完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ)

業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を行う貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送

2. 自動点呼機器を管理する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号についても記載。

3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

5. 添付書類

- ・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- ・自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類 (営業所又は車庫で実施する場合)
- ・監視カメラの設置場所が分かる書類 (監視カメラを使用する場合)

業務後自動点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり変更しようとするので関係書類を添えて届出します。

記

- 業務後自動点呼を変更する貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送
- 業務後自動点呼を変更する理由
- 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号についても記載。

- 変更予定日 令和 年 月 日

- 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

- 添付書類 (変更があるものについて添付すること)

- 変更後の体制がわかる書類
- 自動点呼機器の変更後の設置場所及び設置の状況が分かる書類 (営業所又は車庫で実施する場合)
- 変更後の監視カメラの設置場所がわかる書類 (監視カメラを使用する場合)

業務後自動点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

記

1. 業務後自動点呼を終了する理由

2. 終了する業務後自動点呼の機器を管理する営業所・車庫の名称、位置

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置

3. 終了予定日 令和 年 月 日

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正 (令和6年4月1日施行)に伴う運行管理者試験問題の出題について

標記の件について、全ト協を通じて（公財）運行管理者試験センターより通知がありましたのでお知らせいたします。

運管試セ発第61号

令和6年3月27日

公益社団法人全日本トラック協会

会長 坂本 克己 殿

公益財団法人運行管理者試験センター

会長 鎌田 実

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正 (令和6年4月1日施行)に伴う運行管理者試験問題の出題について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当試験センターの業務運営について格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）が令和4年12月に改正され、令和6年4月1日から施行されることとなっております。

運行管理者試験では、これまで、法令等が改正された場合には、原則として改正法令等の施行後6ヶ月間は、改正前後で正答が異なる内容の問題は出題しないこととしております。しかしながら、この度の改善基準告示の改正については、社会的に注目されており、既に関係機関において十分周知がなされていることを踏まえ、改正後の改善基準告示に関する運行管理者試験の問題については、令和6年度第1回の運行管理者試験から出題することとしましたので了知いただくとともに、貴会傘下会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

全ト協だより

無料採用ホームページを活用した 人材確保対策 Web セミナーの実施について (令和6年4月～6月分)

トラック協会の求人情報サイト構築事業の一環として、「Air ワーク 採用管理」を利用して自社の採用ページを開設する事業者を支援することを目的に、標記のセミナーを実施します（講師：株式会社リクルート）。

(1) 開催日時（令和6年4月～6月分）

- ・令和6年4月23日(火) 13:30～15:30
- ・令和6年5月9日(木) 13:30～15:30
- ・令和6年5月23日(木) 13:30～15:30
- ・令和6年6月12日(水) 13:30～15:30
- ・令和6年6月25日(火) 13:30～15:30

※いずれも完全オンラインのWEBセミナー（Zoom）として実施します。

※都道府県トラック協会の会員事業者であれば、所属協会（都道府県）を問わず、いずれの回にも無料でご参加いただくことができます。

(2) 内容

①(株)リクルートが提供する採用ホームページ「Air ワーク 採用管理」に係る説明


②採用ホームページ開設・トラック事業者様向け求人書き方ワークショップ

講師：(株)リクルート社員

(3) 申込み方法

- ・以下 QR コード又は URL にアクセスの上、「開催予定一覧」をお開きいただき、「申込みフォーム」からお申し込みください。

【リンク先：採用ページ無料開設支援セミナーについて（全ト協 HP）】

QR コード	URL
	https://jta.or.jp/ippan/saiyou_seminar.html

(4) セミナーに関するお問い合わせ先

(株)リクルート Air ワーク 採用管理セミナー事務局

メール：airwork_seminar@waku-2.com

電話：080-4803-2672（平日10:00～16:00）

※お電話に出られない場合がございます。順次折り返いたしますのでご了承ください。

軽油価格の調査結果（2月分）

2月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		125.64	115.55	126.37
全国(沖縄除)		125.83	114.65	123.76

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		132.39	116.04	130.86
出光昭和シェル		124.28	115.94	125.40
キグナス				
コスモ		124.00	112.53	133.53
その他		120.92	115.10	121.58

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		126.11	115.30	128.65
30～50キロ リットル未満			118.95	116.37
50～100キロ リットル未満		114.71	113.30	114.50
100キロ リットル以上			114.06	115.52

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		124.56	115.65	132.04
30～60日未満		125.54	116.04	124.75
60日以上		127.11	113.71	114.50

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年10月		120.75	109.69	122.61
2023年11月		123.02	112.71	125.36
2023年12月		127.29	115.97	126.15
2024年1月		127.79	116.11	126.80
2024年2月		125.64	115.55	126.37

※消費税抜きの価格

トラック運送業界

美化
月間

5月

ゴミは 持ち帰ろう!

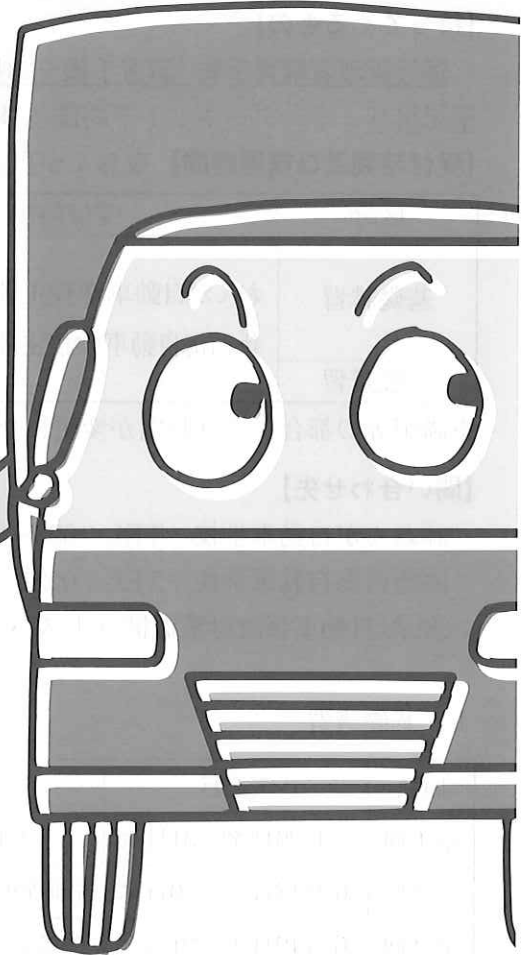
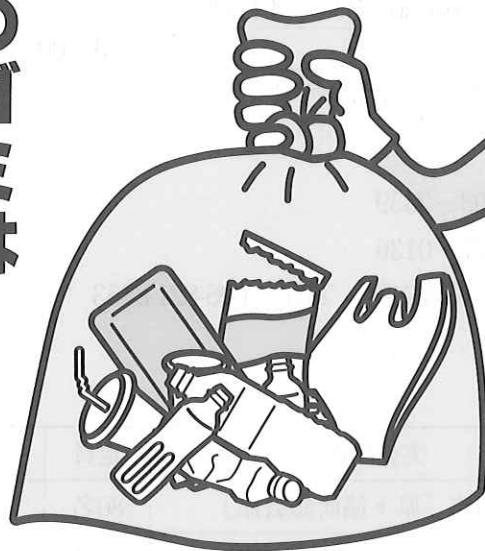
キャンペーン

全日本トラック協会と都道府県トラック協会では、
5月を「トラック運送業界の美化月間」とし、
ゴミの不法投棄（ポイ捨て）対策として
「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーンを実施します。

終業点呼時にひと声!

車内のゴミは
持ち帰りましたか?

(公社)全日本トラック協会
「ゴミのポイ捨て対策」
ウェブサイト



各事業所においては、終業点呼の際にドライバーにひと声かけて
車内ゴミの不法投棄（ポイ捨て）防止に取り組みましょう。

(公社) 全日本トラック協会 / 都道府県トラック協会

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778

※自動車事故対策機構は、ホームページ (<https://www.nasva.go.jp/>) から、インターネットで予約システムにてご予約ください。

【受講手数料】

基礎講習：8,900円

一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守）
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】 ※おんが自動車学校、新西海自動車学校開催分に限る

区分	受付時間	講習時間	
基礎講習	おんが自動車学校主催 9:00～ 新西海自動車学校主催 9:30～	1日目	10:00～17:00
		2日目	10:00～17:00
		3日目	10:00～15:30
一般講習		10:00～16:30	

※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

【問い合わせ先】

(株)おんが自動車学校 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 TEL：0959-27-0136

(独法)自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所 TEL：095-821-8853

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月29日(水)～31日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月18日(火)～20日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第3回	6月19日(水)～21日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第4回	7月1日(月)～3日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月6日(水)～8日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第6回	11月12日(火)～14日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	12月3日(火)～5日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第8回	【予定】1月29日(水)～31日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	4月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所
第2回	5月16日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所
第3回	5月28日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第4回	6月10日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第5回	6月13日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第6回	6月14日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第7回	6月24日(月)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第8回	6月27日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所
第9回	7月5日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第10回	7月12日(金)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第11回	7月19日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第12回	7月24日(水)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第13回	7月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第14回	7月30日(火)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校
第15回	8月8日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校
第16回	8月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第17回	8月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第18回	8月29日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第19回	9月3日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第20回	9月13日(金)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校
第21回	10月10日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第22回	10月12日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第23回	10月17日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第24回	10月23日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第25回	10月31日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第26回	11月5日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第27回	11月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第28回	11月17日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校
第29回	11月21日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第30回	12月2日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第31回	12月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第32回	12月12日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第33回	12月18日(水)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校
第34回	1月10日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第35回	1月30日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第36回	2月28日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

基礎講習 受講申込書

西暦 年 月 日

事業所名： _____

事業所〒： _____

事業所住所： _____

申込責任者： _____

連絡先 (TEL) _____

(FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____

@ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業用自動車の 運行管理者経験が 1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
②番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
③番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
④番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間

*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

****ご確認ください****

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出と基礎講習修了書(複写)の送付に同意する

①番の方:□ ②番の方:□ ③番の方:□ ④番の方:□

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定
総合交通教育センター福岡

DA ONGA **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

一般講習 受講申込書

FAX

西暦 年 月 日

事業所名： _____

〒 _____

事業所の住所： _____

申込責任者名： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 _____ (西暦 年 月 日)	_____ (男・女)	1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
②番 _____ (西暦 年 月 日)	_____ (男・女)	1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
③番 _____ (西暦 年 月 日)	_____ (男・女)	1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
④番 _____ (西暦 年 月 日)	_____ (男・女)	1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定
総合交通教育センター福岡

DA ONGA **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒 -

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) ※ (FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター
○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時30分まで)※手帳をお持ちでない方は写真(3×2.4cm)1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	講習手帳 の有無 (○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日

- 注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。
 注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。
 注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。
 ※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先※

新西海自動車学校
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) ※ (FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら
○講習時間 10時00分～16時30分 時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ()
-------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日


注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先※

 **新西海自動車学校**

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



第1回総務委員会の開催状況について

去る4月19日(金)13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員9名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に井石委員長を選出し、令和5年度事業報告・収支決算報告等上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



井石委員長



永野副会長



適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和6年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。
お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

【 適性診断（初任・適齢） 】 * 開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

【 初任運転者向け 】

・ 初任運転者特別指導講習会 * 開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・ 安全運転研修（初任運転者コース） * 開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【 一般運転者向け 】 * 開催予定表 D

・ 安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【 高齢運転者向け 】 * 開催予定表 C

・ 高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A 適性診断（初任・適齢）	23・24	22	25・26	10	20・21	18	1・2	20	9・10	15
	B (新西海)初任運転者特別指導講習会	25~26	23~24	27~28	11~12	22~23	19~20	3~4	21~22	11~12	16~17
	C 高齢運転者安全運転研修						11				
福岡開催	D (おんが)一般・初任運転者貨物運転者研修		25~26		6~7		14~15	19~20			25~26
	全ト協 一般・初任運転者	13~15		22~24					16~18		18~20
	指 添乗・指導管理者		18~20		20~22						
	定 一般・事故再発防止							26~28			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	<small>フリガナ</small> 受講者氏名 生年月日 (年齢)	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
1	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申込先



新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3

TEL 0959-27-0136

FAX 送信先 0959-27-1778

高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望 研修当日、適齢診断の受診を希望するか☐ ※受診時間は約2時間	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名			
	生年月日(年齢)			
1	昭和 年 月 日(歳)	大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
2	昭和 年 月 日(歳)	大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
3	昭和 年 月 日(歳)	大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】

- 受付時間 9:00～ 9:30
- 研修時間 9:30～15:00
- 実施場所 新西海自動車学校
- その他 昼食(弁当)を希望される方は当日に受け付けます

- ・ 研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・ 「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース (希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。)

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢 歳	生年月日 年 月 日	採用 年月日 年 月 日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です 希望する・しない 指導要領: 要・不要
					研修No.	講習日	
	男		年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	男		年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要

※交通費助成申請 該当地区に、印をつけてください。

離島地区外: 5千円 離島地区(五島、上五島、壱岐、対馬): 1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA(おんが自動車学校) FAX 093-293-2427**

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前(前週の金曜日)にFAXにてお送りいたします。

※ 初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください。)

受付印

--

部会だより

各部会 役員会の開催状況について

【引越専門部会】

引越専門部会では、3月19日(火)10時30分より、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、役員12名（うち委任状2名）が出席し、第4回役員会を開催しました。

役員会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に塩塚部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
2. その他

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

【食料品部会】

食料品部会では、3月19日(火)14時より、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、役員12名（うち委任状2名）が出席し、第4回役員会を開催しました。

役員会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に松尾部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 入退会会員について
2. 令和5年度事業の進捗状況について
3. 令和6年度事業計画案について
4. 令和6年度収支予算案について
5. 令和6年度通常総会の開催について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

【青年部新成会】

青年部新成会では、3月19日(火)14時30分より、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、役員13名（うち委任状3名）が出席し、第6回役員会を開催しました。

役員会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に古川会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和6年度事業計画（案）について
2. 令和6年度収支予算（案）について
3. 令和6年度通常総会の開催日程について
4. その他

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

【女性部会】

女性部会では、3月28日(木)11時より、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、役員9名（うち委任状3名）が出席し、第3回役員会を開催しました。

役員会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に井石会長を選出し、上程された次の議案、

1. 会員の入会について
2. 令和6年度事業計画（案）について
3. 令和6年度収支予算（案）について
4. 令和6年度定期総会の開催日程等について
5. その他

について審議され、3. 令和6年度収支予算（案）について一部修正し、その他はいずれも原案どおり承認されました。

適正化だより

令和5年度 適正化事業活動状況（R5年4月～R6年3月）

長崎県適正化事業実施機関

長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「長崎県実施機関」という。）は、令和4年度における適正化事業の実施状況を踏まえ、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）が示した「令和5年度適正化事業活動指針」に基づき、貨物自動車運送適正化事業の一層の推進及び効果的な活動を図るため、令和5年度適正化事業活動指針を次のとおり策定する。

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応並びに総合評価がD・Eなどの事業者重点化巡回指導の実施【重点項目】

- ① 運輸支局等と連携して、速報制度及び労基特別巡回指導へ適切に対応するとともに、総合評価がD・Eなどの事業者重点化巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。新規許可事業者に係る新規巡回指導については、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設の現地確認を含め、的確に実施する。また、総合評価が著しく悪い事業者等に対する重点監査の実施に伴い、対象事業所に係る改善の進捗状況等の情報共有を図るなどにより、事業運営や違反等について早期の改善を図る。

【進捗状況】

速報制度については、巡回指導時に悪質な法令違反が判明した場合、概ね1週間以内に長崎運輸支局に通報するなど制度の円滑かつ効果的な推進を図るが、令和5年度においては、1件速報を行った。

	速報 件数	内 訳				
		点呼	運管不在	整管不在	定期点検	E評価等
H25年10月～R5年3月	27	11	8	14	2	0
R5年4月～R6年2月	1	0	1	1	0	0
計	28	11	9	15	2	0

「新規許可事業者に係る新規巡回指導」については、7事業者に対して新規巡回指導を実施するなど、円滑かつ効果的な推進を図った。指導結果は、A評価1件、B評価1件、C評価3件、D評価2件となった。

「乗務時間等告示違反営業所に対する巡回指導」については、5事業所に対して特別巡回を実施するなど、長崎運輸支局との緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効果的な推進を図った。

「総合評価がD・E事業者に対する巡回指導」については、4月時点での対象77事業所のうち6事業所が運輸支局対応となり、残る71事業所に対し巡回指導を行った結果、59事業所（83%）がC評価以上となった。再度D・Eと判定された事業所及び今年度新たにD・Eと判定された事業所に対しては半年後に巡回指導を実施することとなる。

- ② 巡回指導対象事業者の選定に際しては、「巡回指導の指針」を踏まえ、運輸局等の監査方針等との連携を十分に図る。
- ③ 運輸支局との連絡会議を定期的に開催し、適正化実施機関の活動状況（巡回指導結果や指導事項の改善状況等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

【進捗状況】

長崎運輸支局と連絡会議（6月12日）、幹事会（毎月1回）を開催し、適正化事業に係る諸課題について意見交換等を行うとともに、連絡体制を密にし、諸課題への迅速かつ適切な対応を図った。

(2) 働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底【重点項目】

- ① 平成31年4月以降、段階的に施行されている働き方改革関連法の改正内容及び施行時期について、巡回指導時等にリーフレットを活用して周知徹底を図る。
- ② 令和元年1月に施行された改正貨物自動車運送事業法に係る関係通達の一部改正等について、運輸支局等と連携し、巡回指導を通じた法令遵守の徹底を図る。また、「標準的な運賃」の届出の促進

等について、リーフレットを活用して周知徹底を図る。

【進捗状況】

働き方改革関連法等については、巡回指導時等にリーフレットを活用し周知徹底を図った。
また、「過労死等防止対策セミナー（6/23）」「標準的な運賃活用セミナー（10/6）」「人材確保・労働環境改善セミナー（11/8）」を開催し、啓発に努めた。

- ③ 令和6年4月に適用される改正改善基準告示について、巡回指導等にリーフレットを活用して周知徹底を図る。

(3) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導については、令和元年11月に施行された改正貨物自動車運送事業法に係る関係通達の一部改正等に伴い改正された「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底を図り、評価手法の均一化に努めるとともに、効果的・効率的な指導の実施に努める。
- ② 平成30年度に巡回指導項目に追加された「運輸安全マネジメント」について、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組が推進されるよう適切な指導に努める。
- ③ 巡回指導は事業者等に対し直接的な指導が可能な機会であること及び安全性評価事業の法令遵守状況に係る評価項目でもあることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。
- ④ 新規事業者、総合評価が低い事業者等、指導の必要性が高い事業者等に重点をおいた指導内容及び巡回頻度とし、中でもE評価又はD評価の事業所に対しては、適正化情報システムの一覧表示を活用しつつ、適切な頻度で的確に実施するとともに、改善指導を徹底し、事業者等の自立的な改善を促進する。
- ⑤ 適正化事業指導員の専任化の推進等により、長崎県実施機関の指導体制の強化に努めるとともに、巡回指導実施目標件数の達成に努める。
- ⑥ 小規模グループ研修における調査手法や判定・指導方法についてのグループ討議等を実施し、巡回指導の評価手法の均一化を図る。

【進捗状況】

「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」等に基づき、厳格な運用を徹底し、通常巡回、新規巡回（新規事業者・新設営業所）、労基特別巡回等を214事業所（通常193件、新規16件、特別5件）に対して効果的・効率的に実施した。なお、巡回指導の対象事業者の選定にあたっては適正化情報システムを活用し、指導の必要性が高い事業者を選定した。
巡回指導の判断基準の均一化については、8月に長崎県が幹事県となり巡回指導における調査手法、評価の視点等の意見交換を目的に小規模グループ研修（佐賀・福岡・熊本・大分・長崎）を開催した。

(4) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

- ① 巡回指導において、社会保険等が未加入又は保険料未納付であることが確認された場合には、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入又は保険料納付の徹底を的確に指導する。
また、定期通報事案として運輸支局等に報告する。
- ② 適正な運送取引の確保、運送契約の書面化の推進及び輸送秩序を阻害する要因の排除を期すため、事業者及び荷主企業並びに一般消費者に対する広報啓発活動について、全国実施機関と連携・協力し、積極的に推進する。
- ③ 全国実施機関作成の各種啓発リーフレット等を巡回指導時に配布し、運行・車両管理等に対する的確な指導に努める。
- ④ 巡回指導時に相対する事業者及び運行管理者に対して、国の制度改正等について周知徹底を図る。

【進捗状況】

社会保険等への加入については、巡回指導時に周知徹底を図り、未加入事業者が確認された場合は、長崎運輸支局へ定期通報事案として報告するなど適切な対応を図った。
2月末現在で、社会保険等（労働保険、健康保険・厚生年金保険）に係る未加入事業者はなかった。
運送契約の書面化の推進や国の制度改正等については、各種啓発リーフレット等を活用し、事業主・運行管理者等に対し指導・啓発に努めた。

- ⑤ 労働基準法改正に伴う時間外労働の上限規制等、法令を遵守するよう Excel 管理表を用いて指導する。

(5) 適正・円滑な苦情処理

- ① 貨物自動車運送事業者及び利用者等からの苦情に対して、体制の充実、対応マニュアルの活用等を促進し、適正かつ円滑な処理に努める。
- ② 苦情情報については、情報処理システムに登録することにより、適切な管理及び活用を行う。

【進捗状況】

苦情処理については、24件（危険運転18件、その他6件※3/5時点）の苦情があり、適切な対応を図った。

2. ウイルス等の感染防止対策を踏まえた巡回指導の実施

- ① ウイルス等の感染防止対策を図りつつ巡回指導を実施する。

3. 安全性評価事業「Gマーク制度」への協力

- ① 全国実施機関が実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、トラック事業全体の安全性の向上に努める。
- ② 巡回指導等を通じ、新規申請事業所の掘り起こしや、更新対象事業所が確実に更新手続きを行うよう積極的な助言・指導を行う等本制度の普及啓発に努める。
- ③ 安全性評価事業を事業者及び荷主企業並びに一般消費者に広く周知するための広報啓発活動については、全国実施機関と連携・協力して各種広告媒体等を活用し相乗効果を高める等「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施する。

【進捗状況】

巡回指導時等において、事業者への周知、相談に的確に対応するとともに、事業者向け説明会を開催し、新規取得希望事業者を中心に50社63名の参加があった。
また、7月以降の受付業務、8月以降の申請事業所に係る巡回指導の実施等全国実施機関と連携し、本事業の推進に積極的に協力した。更に、長崎新聞ほか4紙に「Gマーク制度」の認知度向上に係るPR広告の掲載等積極的な広報活動を行った。
令和5年度は、63事業所からの申請があり、61事業所（新規7件、初更新6件、2更新20件、3更新11件、4更新7件、5更新8件、6更新2件）が認定を受けた。

4. 評議委員会の適切な運営

- ① 長崎県実施機関の事業活動の適切な推進を図るために設置した評議委員会の運営にあたっては、全国実施機関が示した「評議委員会の適切な運営方」に基づき、地域の実情に即した課題を積極的に諮り、有識者等からの意見を事業に反映する等適切な運営を図るとともに、全国実施機関並びに運輸支局等との連携にも充分配慮する。
- ② 運輸支局等の出席者による積極的な助言・協力の下に評議委員会を積極的に推進する。

【進捗状況】

全国実施機関策定の「評議委員会の開催方」に基づき、評議委員会を開催し、貨物自動車運送事業法第39条に掲げる諸事業（事業所指導、輸送秩序対策、行政との連携等）の推進状況の報告など適切な対応を図った。

5. 長崎県実施機関の適切な運営体制の確立

長崎県実施機関の中立性・透明性を確保するため、事務室についてはトラック協会の他部門との間仕切り、表示の設置等により区分するとともに、運営体制について、適正化事業が円滑かつ的確に運営されるよう必要に応じて見直しを行う。

【進捗状況】

トラック協会の他部門と表示の設置等により区分化を図り、中立性・透明性を図った。

令和6年度 適正化事業活動指針

長崎県適正化事業実施機関

長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「長崎県実施機関」という。）は、令和5年度における適正化事業の実施状況を踏まえ、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）が示した「令和6年度適正化事業活動指針」に基づき、貨物自動車運送適正化事業の一層の推進及び効果的な活動を図るため、令和6年度適正化事業活動指針を次のとおり策定する。

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応並びに総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導の実施【重点項目】

- ① 運輸支局等と連携して、速報制度及び労基特別巡回指導へ適切に対応するとともに、総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。新規許可事業者に係る新規巡回指導については、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設の現地確認を含め、的確に実施する。また、法令を遵守しない悪質事業者に対し、運輸支局による早期監査、行政処分を実施するため、迅速な情報提供を図る。
- ② 巡回指導対象事業者の選定に際しては、「巡回指導の指針」を踏まえ、運輸局等の監査方針等との連携を十分に図る。
- ③ 巡回指導等により事業者から収集した悪質な荷主の情報を運輸支局トラックGメンに提供し、法に基づく措置を実施するため、迅速な情報提供を図る。
- ④ 運輸支局との連絡会議を定期的で開催し、適正化実施機関の活動状況（巡回指導結果や指導事項の改善状況等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底【重点項目】

- ① 平成31年4月以降、段階的に施行されている働き方改革関連法の改正内容及び施行時期について、巡回指導時等にリーフレットを活用して周知徹底を図る。
- ② 改正貨物自動車運送事業法については、法令遵守の徹底を図るとともに、巡回指導等を通じて改正内容及び施行時期について、リーフレットを活用して周知徹底を図る。また、「標準的な運賃」及び「標準運送約款」が見直しされることから、見直し後の「標準的な運賃」及び「標準運送約款」について周知を図るとともに届出等の促進を図る。
- ③ 令和6年4月に適用される改正改善基準告示について、巡回指導等にリーフレットを活用して周知徹底を図る。

(3) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導については、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づき、効果的・効率的な指導の実施に努め、改正改善基準告示等の適切な指導を実施する。
- ② 平成30年度に巡回指導項目に追加された「運輸安全マネジメント」について、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組が推進されるよう適切な指導に努める。
- ③ 巡回指導は事業者等に対し直接的な指導が可能な機会であること及び安全性評価事業の法令遵守状況に係る評価項目でもあることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。
- ④ 新規事業者、総合評価が低い事業者等、指導の必要性が高い事業者等に重点をおいた指導内容及び巡回頻度とし、中でもE評価又はD評価の事業所に対しては、適正化情報システムの一覧表示を活用しつつ、適切な頻度で的確に実施するとともに、改善指導を徹底し、事業者等の自立的な改善を促進する。
- ⑤ 適正化事業指導員の専任化の推進等により、長崎県実施機関の指導体制の強化に努めるとともに、巡回指導実施目標件数の達成に努める。
- ⑥ 小規模グループ研修における調査手法や判定・指導方法についてのグループ討議等を実施し、巡回

指導の評価手法の均一化を図る。

(4) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

- ① 巡回指導において、社会保険等が未加入又は保険料未納付であることが確認された場合には、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入又は保険料納付の徹底を的確に指導する。
また、定期通報事案として運輸支局等に報告する。
- ② 適正な運送取引の確保、運送契約の書面化の推進及び輸送秩序を阻害する要因の排除を期するため、事業者及び荷主企業並びに一般消費者に対する広報啓発活動について、全国実施機関と連携・協力し、積極的に推進する。
- ③ 全国実施機関作成の各種啓発リーフレット等を巡回指導時に配布し、運行・車両管理等に対する的確な指導に努める。
- ④ 巡回指導時に相対する事業者及び運行管理者に対して、国の制度改正等について周知徹底を図る。
- ⑤ 労働基準法改正に伴う時間外労働の上限規制等、法令を遵守するよう管理ソフトを用いて指導する。

(5) 適正・円滑な苦情処理

- ① 貨物自動車運送事業者及び利用者等からの苦情に対して、体制の充実、対応マニュアルの活用等を促進し、適正かつ円滑な処理に努める。
- ② 苦情情報については、情報処理システムに登録することにより、適切な管理及び活用を行う。

2. ウイルス等の感染防止対策を踏まえた巡回指導の実施

- ① ウイルス等の感染防止対策を図りつつ巡回指導を実施する。

3. 安全性評価事業「Gマーク制度」への協力

- ① 全国実施機関が実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、トラック事業全体の安全性の向上に努める。
- ② 巡回指導等を通じ、新規申請事業所の掘り起こしや、更新対象事業所が確実に更新手続きを行うよう積極的な助言・指導を行う等本制度の普及啓発に努める。
- ③ 安全性評価事業を事業者及び荷主企業並びに一般消費者に広く周知するための広報啓発活動については、全国実施機関と連携・協力して各種広告媒体等を活用し相乗効果を高める等「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施する。

4. 評議委員会の適切な運営

- ① 長崎県実施機関の事業活動の適切な推進を図るために設置した評議委員会の運営にあたっては、全国実施機関が示した「評議委員会の適切な運営方」に基づき、地域の実情に即した課題を積極的に諮り、有識者等からの意見を事業に反映する等適切な運営を図るとともに、全国実施機関並びに運輸支局等との連携にも充分配慮する。
- ② 運輸支局等の出席者による積極的な助言・協力の下に評議委員会を積極的に推進する。

5. 長崎県実施機関の適切な運営体制の確立

長崎県実施機関の中立性・透明性を確保するため、事務室についてはトラック協会の他部門との間仕切り、表示の設置等により区分するとともに、運営体制について、適正化事業が円滑かつ的確に運営されるよう必要に応じて見直しを行う。

今から2年前、決して忘れてはいけない惨劇それが多重追突死亡事故でした。

事故当日、帰宅してから直ぐ、21:40頃運行管理者より連絡があり「〇〇君が追突事故を起こしました。相手は車に挟まれて安否は確認できません」と…

一報を聞いた重大事故。私は初めての経験だったので、気が動転してしまい冷静な判断が出来なかったのを憶えています。

まずは現場に行こうと決め、5時間余りの現場まで車で直行しました。車中で考えたことは被害者の事、事故惹起者の事、会社存続の事と色々考えても考えても答えがわからない為、最悪の状態を考える事にしました。

約5時間の運転が1時間に感じられるほど気持ち不安定になりました。

そして現場の中には入れず、朝まで一睡もできず待機し朝になり、交通高速隊へ訪問、担当者と面談、内容は直ぐには判らないと言われ帰社しました。

その2日後に警察の訪問捜査、その数日後、運輸支局、労働監督所、事故調査委員会などの行政監査が実施されました。

様々な書類を持っていかれ、数日後、結果は運行管理の問題は大きくは違反無く、指導教育も徹底しているとの評価

でしたが、重大事故を起こした場合、指導が出来ていないとの事で運輸支局の行政処分を受けました。

代表と私が警察に呼ばれ、容疑者として聴取を受け、その後、被害者宅への謝罪、身も心も精神的にもかなり病んでしまった事を鮮明に覚えています。

今回の事故後、ミーティングを実施。全員で誓った事は「被害者のご冥福」「事故を再発しない事」です。

今までの指導は形式的で心がこもってない「車間距離を取って下さい」「スピードに注意して下さい」など形式的な指導が多く、人にあった適切な指導ができていなかった事が悔やまれ

ます。

反省を踏まえ、今後は管理する側、管理される側が一体となる事、「事故に対する意識の改革」に努めなければ、絶対に事故は無くならないと確信いたしました。

現在では、運行管理者だけでなく、事務所全員で時間の管理、電話を受けたものより、「日替わり本日の周知事項」などを点呼時周知するようにし、「繰り返し繰り返し声かけ」事故の事例の周知など「最悪の状態を考えた」指導周知を実施し、安全意識向上に努めています。

あの惨劇を繰り返さない為にも、今後、安全管理の徹底をする事が被害者の追悼と考えます。事故を減らすにはどうすれば良いかと運送業に従事している人は皆、考えている人も多くいる

と思いますが、社長や管理者だけ考えても事故は絶対に減りません。

全員の事故に対する「意識の改革」を実施し「事故ゼロを言い続ける事」が事故防止の第一歩と考えます。加害者本人は現在、免許取り消し、3年の実刑で交通刑務所へ服役しています。服役後、一通の手紙が送られてきました。一部を紹介します。

「この度 私が起こした事故では社長・従業員の方には大変ご迷惑をかけました。深くお詫び申し上げます。今回の

事故で会社には大きな損害を与えてしまい本当に申し訳ありません。

・・・中略・・・

「自分が犯してしまった過ちですから、しっかりと罪と向き合って受刑生活を過ごして行きます」

私も本人と同じように管理者として犯してしまった過ちをしっかりと向き合って、今後の安全運転に繋げたいと思います。

最後に、この度の事故で被害者及び関係者へ改めて深謝し、「私の人生で消すに消すことが出来ない、忘れてはいけない記憶」とし、後世に受け継ぎ「安全に対する意識向上」を継続して行く覚悟です。

ドライバー体験記

忘れては、 いけない記憶

(東北) シンセイプロロジスティクス㈱

渡辺 芳昭





※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushujpnecat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【連載】身近な危険を再確認（第2回）

リスクテイキングについて

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

はじめに

音楽が好きな安全管理士の遠藤聡です。

第2回目に選んだのは、「リスクテイキング」です。聞きなれない言葉かも知れませんが、「ヒューマンエラー」ということを整理すると理解しやすいかも知れません。

「ヒューマンエラー」と呼ばれるものには2種類あると言われていています。そのひとつは「うっかりミス」や「ポカミス」と呼ばれるようなもので、もうひとつの「ヒューマンエラー」は行為者がその行為に伴う「リスク」を認識しながら「意図的に」行う「不安全行動」を指します。

この、行為者がその行為に伴う「リスク」を認識しながら「意図的に」行うということが、「リスクテイキング」に他ならないのですが、今回はこのことについて振り返り、再認識しておきたいと思います。

安全技術の進歩

機械装置の安全技術は、日々進歩しています。その中でも事故を未然に防ぐ予防安全（アクティブセーフティ）の分野では、特に自動車に関するもの…例えば衝突被害軽減ブレーキをはじめとする凄いや技術がどんどん出てきて、文字どおりぶつからないクルマに近づいていっているような気がします。

さらに、自動運転の技術もかなりのスピードで進められていますから、この先いついどうなっていくのか想像すらできないほどです。

安全に対する意識

一方、運転する人の方はどうでしょう？

究極の自動運転を考えると、人はその車に乗って行き先を告げるだけ…前方を見る必要もないでしょうね。目的地までは本を読んだりDVDを見たり（DVDなんてのもいつしか死語になっているかもしれませんが…）していればよい、運転免許だって必要ないし、眠っていてもいいでしょうね、きっと。



まあ、そうなるまでにはまだ時間がかかるとしても、安全技術が進むと、人の安全意識のレベルが下がっていくような気がしませんか？

リスクテイキングについて

少し離れた横断歩道を渡れば安全だと分かっているけど、ちょっと急いでいるので、車の流れが切れるのを見計らって広い道路を横断したなどという経験をしたことはありませんか？

早く目的地に到着できるというメリットの方が危険を冒すリスクよりも大きいと思えば、人はあえてこの不安全行動を敢行します。

このように、自分や周りの人の安全を阻害する可能性のある行動を意図的に行うことをリスクテイキングといいます。

上に書いた「早く到着できるから」というメリットはリスクに対してのリターンということになりますが、昇降設備があるけれど持ってくるのが面倒なので、飛び降りる方が「楽だから」などという思いや、「カッコよく見えるから」とか「スリルを味わいたいから」などという感情的なものまであります。危険や法を冒しても、自分にとって得られる価値「リターン」が大きければ「リスク」のある行動（不安全行動）をすることになります。

陸運と安全衛生 No.661

さらに、このリスクを過小評価して不安全行動に走りやすい「リスクイナ人」と、そうでない人がいるのと同時に、リスクの評価には、その時の心理状態や感情なども大きく影響します。

リスクホメオスタシス理論

厄介なのは、物理的な安全対策が進むと、このリスクの評価が下がるということです。

より大きいリスクを冒していく…より危険な不安全行動を敢行していくということに繋がっていくのです。

例えば、狭くて走りにくい道はゆっくり走っても、整備された広い道ではついついアクセルを踏んでしまうということはありませんか？

安全対策のレベルが上がると、さらに上のレベルのリスクを求めます。つまり、安全対策が進んでも、それに伴い人がより不安全な行動をとっていくために、事故がなくなるという理論（リスクホメオスタシス理論）に結びつくわけです。

実際、ABS装着車と未装着車を比べた場

合、ABS装着車の方が事故が多くなったという事例や、氷上での運転技術向上のための講習会を実施したところ、自信をつけた受講者が多くの割合で事故を起こしたなどという事例も報告されているようです。

だからと言って、安全対策をするなどか、安全に対するシステムの構築はムダだということでは決してありません。

安全教育の重要性

ここまで述べたことは、交通に関してだけのことではありません。

今後、荷主等の協力も含め、様々な安全対策が進んでいくと思われませんが、その一方で重要なのが人に対する安全教育であるということも間違いないことだと思います。「自分の身は自分で守る」という言葉がありますが、自分の安全を安全設備やシステムに任せてしまうのではなく、安全意識を高めた上での行動を助けてくれるものが安全設備やシステムなのだという考え方が必要なのではないのでしょうか。

令和6年度 陸上貨物運送事業労働災害防止協会の主な行事予定

協会主催行事	安全衛生行事
<p>夏期労働災害防止強調運動 7月1日～7月31日</p> <p>第39回全国フォークリフト運転競技大会 中部トラック総合研修センター(愛知県みよし市) 9月28日～9月29日</p> <p>フォークリフト荷役技能検定 8月21日、10月16日</p> <p>創立60周年記念 第60回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 きゅりあん(東京都品川区) 10月28日</p> <p>年末・年始労働災害防止強調運動 12月1日～令和7年1月31日</p>	<p>春の全国交通安全運動：4月6日～4月15日 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日、9月30日</p> <p>STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 5月1日～9月30日 (準備期間：4月／重点取組月間：7月)</p> <p>国民安全の日：7月1日</p> <p>全国安全週間：7月1日～7月7日 (準備期間：6月1日～6月30日)</p> <p>フォークリフト安全の日：7月3日</p> <p>秋の全国交通安全運動：9月21日～9月30日</p> <p>全国労働衛生週間：10月1日～10月7日 (準備期間：9月1日～9月30日)</p>

災害事例
と
その対策

ロールボックスパレットの使用は 職場の安全意識が大事!!



ロールボックスパレット（以下「RBP」という。）は、荷崩れや荷物の損傷を防いで移動できるほか、商品棚としても使用することができるため、物流の効率化や作業者の負担軽減に貢献する便利な存在で、多くの職場で活用されています。

しかし、取扱中などに手足を負傷するなどの事故が多く、近年ではRBPがかかわった重篤な労働災害も発生しています。特に、作業の経験が1年未満の作業等に不慣れな労働者が多く占めている状況にあります。

1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
(従業員数 約100人)

2 発生日時：1月 午前9時過ぎ

3 発生場所：自社構内

4 被災者：配送スタッフ
60歳 女性
経験年数 約3か月

5 傷病の程度：32日

6 災害発生状況

- (1) 被災労働者は、自社のターミナル内の区画された仕訳・配送場所で、荷主先から運ばれてきた商品等を他のスタッフ10数名とともに、配送先ごとのリストに基づいて仕分け作業を開始した。
- (2) 作業を開始してから約一時間後、仕分場所のスペースが手狭になってきたため、商品を入れたプラスチックコンテナなどをRBP（四輪型 幅1.1m、奥行0.8m、高さ1.7m）に載せて、プラットホームに駐車したバン車（地域別に配車）まで運搬を行うこととなった。
- (3) 被災労働者は、仕分けした商品等のなかで、特に重い飲料水の入ったプラスチックコンテナ10個前後（重さ約150kg）をRBPに積み、線引きされた通路内（幅1.2m）を一人で押しながら移動していた。
- (4) 途中、通路右側の作業エリア内のRBPの仮置き場付近を通過しようとしたところ、

押していたRBPと接触しそうになり、咄嗟に方向を変えて避けようとした際、過度の負荷が加わり、両手首に痛みを発症して被災した。

7 推定される災害の原因と問題点

- (1) ターミナルには約100名の労働者が所属しており、法定の各級管理者は選任されていたが、数年前からは職場の安全点検などの安全活動は形骸化していたこと。
- (2) また、新規採用者や配置換え者への安全教育は、年度当初、担当部署で計画はされていたものの、実施体制が十分に整わなかったため、一部の教育内容が不十分な状況でそれぞれの作業に従事させていたこと。
- (3) RBPの取扱いについては、一般的な作業手順書は示されていたが、各作業場の実態に応じた作業手順は作成されておらず、労働者各自の判断に委ねられていたこと。
- (4) 被災労働者は、RBPの移動に際して、通路内に障害物等は無かったことから、移動の途中、前方及び周囲の状況を十分に把握しないまま、減速などはせずに、RBPを押して移動していたこと。

8 再発防止対策

RBPの使用については、作業時間の長短等にかかわらず、日頃から、次に掲げる事項も含めた安全対策が確実に行われることが必要です。

- (1) RBPの使用は、他の荷役作業と同様に現場の状況に即した作業手順を定め、直接携わる労働者以外の者も含め、実技も含めた効果的な安全教育を推進する。
- (2) 職場の安全点検等で、RBPの作業手順の順守状況を確認し、改善等を要するときは、速やかに手順書の見直しを図る。
- (3) RBPの移動経路において、接触の危険性がある箇所には「減速」の表示等で注意を喚起する。なお、移動経路は荷の種類、RBPの大きさ等により見直しを図る。

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大**70%**の優良割引

デジタコ搭載車は**2%**割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両**5台以上**のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠責共済

～長崎県下10社の代理店～

損害保険

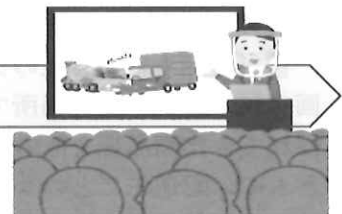
～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)

安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大20万円(自己負担金2万円)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。



～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1 ■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができました。

CASE 2 ■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



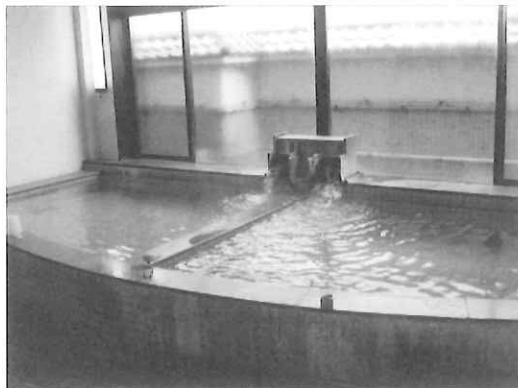
シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)

チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



- 料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
- ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

- 料金 100円で7分間
- ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



- 7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………800円(税込)
 - かつ丼……………850円(税込)
 - 中華飯……………790円(税込)
 - トンカツ定食……………1,100円(税込)
 - エビフライ定食……………1,260円(税込)
 - カツカレー……………950円(税込)
- 各種定食・丼物・中華など豊富に取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車…………… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つ下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご利用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

▼ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人のできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	チャート紙 ご希望品番に注文数を ご記入ください	KM26-120-2C	M24-120K	1個	660
		L7-120	L7-140		
		その他 ()			

※令和5年4月1日より変更

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい	<input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付	<input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付
請求書送付先	〒 -	* 上記送付先と異なる場合はご記入ください	

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。

"長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当:本村)

TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

令和
6年4月～
適用

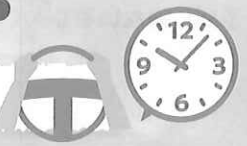


トラック運転者の

事業者の皆さん
に存じますか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間

改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



詳しくは
裏面へ
→

トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える	※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可	※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
休日労働	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

通学路

飛び出しあるよ

最徐行



(中国) 昭和陸運(株)

梅田 達明

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和5年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690